

静岡県告示第505号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第4項の規定により、知事に提出する令和7年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の監査報告に係る監査事項を次のとおり指定し、令和7年度に係る書類の提出から施行する。

なお、平成29年静岡県告示第243号は、令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士等の監査報告書への適用をもって廃止する。

令和7年7月4日

静岡県知事 鈴木康友

学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及び附属明細書が作成されているかどうか。